

事務事業名		農業労賃設定事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 合併建設計画登載事業	
政策体系	政策名	05:豊かな市民生活を実現する産業の振興		事業期間	
	施策名	20:産地化をめざした農業の振興			
	基本事業名	02:農業の担い手の確保		☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 — 年度～) ☐ 期間限定複数年度 (計画期間) 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
根拠法令				予算科目 会計 款 項 目 事業 01 06 01 01 06	
所属	部課名	農業委員会事務局		総投入量 事業費 財源内訳 人件費 トータルコスト(A)+(B)	
	係名	農政振興係	電話 0192-27-3111 内線 357		
事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) 農作業受委託における料金の目安となる標準額を設定することにより、請負契約に係るトラブル防止を図る。 主な業務は次のとおり。 農業労賃標準額設定に必要な資料の収集及び作成→検討委員会委員の委嘱→検討会の開催→協議→農業委員会総会での承認→対象農家及び関係機関等への周知。 事業費は、検討会委員への謝金・消耗品費として支出される。 なお、小作料設定事業は農地法の改正により平成21年12月に廃止となった。					
全体計画 (※期間限定複数年度のみ) 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計 (A) 0 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計 (B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0					

1 現状把握の部 (DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段 (主な活動)		名称 単位	
前年度実績 (前年度に行った主な活動)		ア 農業労賃標準額設定検討委員会開催回数 回	
地域の農家代表者及び学識経験者により構成される農業労賃の標準額設定検討委員会を開催し、適正な農業労賃の設定について具体的な検討を行った。その結果を農業委員会総会で審議し、決定した標準額を農家世帯に対して周知を行った。		イ	
今年度計画 (今年度に計画している主な活動)		ウ	
昨年と同様 ・農業労賃標準額設定検討委員会の開催 ・農業労賃標準額表の農家への配布			
② 対象 (誰、何を対象にしているのか) *人や自然資源等		(6) 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	
(直接の対象) 農業労賃検討委員会 (間接の対象) 農業者		名称 単位	
③ 意図 (この事業によって、対象をどう変えるのか)		カ 農業労賃標準額設定検討委員会委員数 人	
農作業受委託に於ける料金の目安となる標準額が決定され、農家世帯へ周知することにより、農作業委託に関するトラブルを防止する。		キ 農家世帯数 (選挙人名簿に登録されている農家数) 世帯	
④ 結果 (基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)		ク	
農作業受委託に関するトラブルが防止され、担い手が安定的に農業経営をすることができる。		(7) 成果指標 (対象における意図の達成度を表す指標)	
		名称 単位	
		サ 周知世帯数 世帯	
		シ 農作業受委託におけるトラブル認知件数 件	
		ス	

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	17年度 (実績)	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)
投入量	事業費	国庫支出金	千 円	0	0	0	0	0
		都道府県支出金	千 円	50	0	0	50	0
		地方債	千 円	0	0	0	0	0
		その他	千 円	0	0	0	0	0
		一般財源	千 円	35	30	37	40	42
	事業費計 (A)		千 円	85	30	37	90	42
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時 間	48	24	24	48	24
		人件費計 (B)	千 円	192	96	96	192	96
	トータルコスト(A)+(B)		千 円	277	126	133	282	138
⑤活動指標		ア	回	1	1	1	1	1
		イ						
		ウ						
⑥対象指標		カ	人	15	13	16	16	12
		キ	世帯	1,887	1,908	1,761	1,679	1,493
		ク						
⑦成果指標		サ	世帯	1,887	1,908	1,761	1,679	1,493
		シ	件	0	0	0	0	1
		ス						0

事務事業ID	0746	事務事業名	農業労賃設定事業
--------	------	-------	----------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

農業雇用関係の改善と健全なる労働賃金の確保を指向しながら安定的農業経営に資するため、昭和39年、岩手県農業会議が協定賃金の設定方針と内容を決め、農業委員会を指導したことから始まった。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

・農業の兼業化が急速に進んだ結果、主に主業型農家で構成する集落営農組織が母体となり、兼業農家の農作業を受託する例が多くなってきている。
・小作料設定事業は農地法の改正により平成21年12月に廃止となった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・コンバイン料金に乾燥料金が含まれているが、乾燥のみの標準額を設定してほしい(農業労賃標準額設定検討委員会委員より)
・標準額表に農地転用の必要性を訴える文章を記載してはどうか(同上)

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 結びついている ⇒ [理由] この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 農業経営の安定化を図る上で、農用地の確保とその効率的な利用の観点から見ると、当事者間での労賃におけるトラブルを事前に防止するなど、その役割は極めて重要である。
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 妥当である ⇒ [理由] なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 法令上は農業委員会の権限として処理する事業ではなく、関係者に対して権利を制限、または義務を課するような法的効力はないが、農業委員会系統組織の母体である県農業会議から示された農業労賃標準額設定指針の中で農業委員会が取り組むべき一事業とされている。
	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 適切である ⇒ [理由] 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 農業労賃標準額は農業を営む世帯を対象に一定の目安(基準)として設定しているものであり、これ以上の拡充は必要ない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☐ 向上余地がない ⇒ [理由] 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 農業労賃標準額設定検討委員を固定化せず、新しい検討委員を委嘱することで、受託側・委託側ともより納得できる(トラブルが発生しにくい)標準額にすることができる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 影響有 ⇒ [その内容] 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 農業労賃標準額は、経済及び農政事情等を考慮しながら、その年の状況によって設定する一つの目安(基準)である。廃止した場合、農業労賃の支払いについて農家間での調整が困難になり、労賃不払い等のトラブル発生が懸念される。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒ [理由] 農業労賃標準額の設定は、本事業のみで実施している特殊なものであり、他に類似事業はない。 ☒ 他に手段がない ⇒ [理由]
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由] 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費は、農業労賃標準額設定検討委員会の委員委嘱に係る報償費に要する部分であり、委嘱人数としては、農業労賃標準額設定指針の中でも記されているとおり、各集落の農家代表者数及び農作業受託組織数から考慮しても必要最小限である。
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 削減余地がない ⇒ [理由] やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 人件費及び業務時間は検討会開催における資料収集及び作成に係るものが主である。資料の印刷や検討会会場準備等は臨時職員で対応しており、これ以上の業務時間の削減余地はない。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒ [理由] → 3 改革・改善方向の部(3枚目シート)に反映 ☒ 公平・公正である ⇒ [理由] 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 受益者の負担はない。

事務事業ID	0746	事務事業名	農業労賃設定事業
--------	------	-------	----------

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果（2枚目と整合を図ること） <table border="1"> <tr> <td>① 目的妥当性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>② 有効性</td> <td>☐ 適切</td> <td>☒ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>③ 効率性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> <tr> <td>④ 公平性</td> <td>☒ 適切</td> <td>☐ 見直し余地あり</td> </tr> </table>		① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	(2) 全体総括（振り返り、反省点） ・平成23年度の農業労賃標準額については、「整理田・未整理田」の区分を「条件の良い・条件の悪い」という区分に改め、「条件の悪い」区分の料金を改定した。 ・東日本大震災の影響で行政連絡員を通じて標準額表を配ることができなかったため、全戸配付される市広報に標準額表を掲載した。									
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
② 有効性	☐ 適切	☒ 見直し余地あり																					
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																					
(3) 次年度の方向性（改革改善案）・・・複数選択可（ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可） ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☐ 現状維持 事業のやり方改善（ ☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善 ） （上記方向性に対する具体的な内容） ・集落営農組織の代表者や農作業委託側の農業者など、様々な立場の意見を取り入れることで、より実態に即し使いやすい農業労賃標準額とすることができる。そこで、農業労賃標準額設定検討委員を毎年固定化しないように選定する。		(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 （廃止・休止の場合は記入不要） <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持			×																			
	低下		×	×																			
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 ・農業労賃標準額設定検討委員を引き受ける農業者が少ないため、農業委員を通じて適任者の掘り起こしを行う。																							

（職 名） ※原則として施策の主管課長

4 事務事業の2次評価結果

2次評価者	農業委員会事務局長
-------	-----------

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合

- ① 記述水準（1次評価の記述内容を読んだ段階で選択）
- ☐ 記述不足でわかりにくい
☐ 一部記述不足のところがある
☒ 記述は十分なされている
- ② 評価の客観性水準（2次評価を行った後に総合的に判断して選択）
- ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている（事務事業の問題点、課題が認識されていない）
☐ 一部に客観性を欠いたところがある
☒ 客観的な評価となっている（事務事業の問題点、課題が認識されている）

(2) 2次評価者としての評価結果

- | | | |
|---------|--|----------------------------------|
| ① 目的妥当性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |
| ② 有効性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |
| ③ 効率性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |
| ④ 公平性 | ☒ 適切 | ☐ 見直し余地あり |

(3) 評価結果の根拠と理由

検討会の様々な意見を取り入れ、農業委員会の審議を経て当市の農業形態に合わせた設定、また、農業を取り巻く情勢や周辺市町とのバランスを考慮した内容となっている。

(4) 次年度の方向性（改革改善案）・・・複数選択可（ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可）

- ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持
 事業のやり方改善（ ☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善 ）

（上記方向性に対する具体的な内容）

引き続き、気仙管内市町の動向や農政事情の動向を見ながら適正な設定を行う。

(5) 改革・改善による期待成果

左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。
 （廃止・休止の場合は記入不要）

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上		●	
	維持			×
	低下		×	×

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項